

# 一般社団法人ライセンシングインターナショナルジャパン 会員規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人ライセンシングインターナショナルジャパン（以下「当法人」という）の会員制度について定めるものとする。

### (会員)

第2条 会員は、当法人の目的に賛同して入会した法人および個人事業者とし、定款第5条1に定める当法人の社員をもって会員とする。

- 2 会員は、当法人に入会すると同時に、当法人と、**Licensing International** 本部：米国 ニューヨーク州（以下「LI」という）が締結する契約に基づき、LIの会員データベースに会員情報を登録することに同意する。

## 第2章 入会・退会

### (入会)

第3条 当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当法人に提出し、または入会申し込みフォームに記入し、定款第5条2に定めるように代表理事の承認を得なければならない。

- 2 当法人会員は、その代表として当法人に対しその権利を行使する者1名（以下「会員代表者」という。法人登記上の代表者たることは要しない）を定め、入会申込書に記載することで当法人に届け出なければならない。

### (入会申込の不承認)

第4条 当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合

- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合

(会費)

第5条 会費は以下に定める通りとする。

会員区別	ライセンス関連の年間売上	年会費
1	5千万円未満	110,000円
2	5千万円以上1億円未満	160,000円
3	1億円以上5億円未満	270,000円
4	5億円以上	375,000円

- 2 会費は年会費制とし、当法人発行の請求書により、一括で振り込むものとする。但し、会員が入会した初年度の会費に関しては、以下に定める区分に従い、当該会員の入会日が属する月に対応する以下の金額を、当法人発行の請求書に基づき振り込むものとする。

入会日が属する月	初年度の年会費
1月から3月	年会費の満額
4月から6月	年会費の4分の3相当額
7月から9月	年会費の4分の2相当額
10月から12月	年会費の4分の1相当額

- 3 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(有効期間)

第6条 本規則に基づく会員有効期間は1月1日から12月31日までの1年間とする。但し、会員が入会した初年度の会員有効期間は、年会費の入金日から同年12月31日までの期間とする。

- 2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

(変更の届出)

第7条 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を代表理事に提出するものとする。

- 2 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第8条 会員は、当法人所定の手続きにより、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の取消)

第9条 当法人は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当法人が認めたとき
- (2) 会費の納入が、有効期間の最終日から起算して2ヶ月以上遅滞したとき
- (3) 本法人のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報収集する行為。また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき
- (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) 本規則又は、その他当法人が定める規則に違反したとき
- (6) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、貸与しまたは担保当に供する行動があったとき
- (7) 差押、借差押、仮処分、租税滞納処分等を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てをなし、もしくはこれを受けたとき、または競売の申立を受けたとき

- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団に関係する団体・個人、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会勢力」という）に該当し、主たる出資者もしくは役職員が反社会勢力と取引その他の関係を有し、又は暴力・威力・詐欺的手段を用いて信用の毀損、業務の妨害、もしくは不当な要求をしたとき

### 第3章 権利と特典

#### （会員の権利）

第10条 会員は以下の権利を有する。

- (1) 当法人の社員総会における、各1個の議決権
- (2) 当法人の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる権利
- (3) 当法人の事業に参加し、そのすべてを利用することができる権利
- (4) 当法人の設置する各種委員会への参加および委員会設立事案を発議できる権利
- (5) 当法人に対し、定款第26条に規定する基金の拠出事案を発議できる権利

#### （特典）

第11条 会員には、以下の2種類の特典を提供する。

- (1) LI会員特典
  - a. LIの発行物
  - b. LIの教育資料
  - c. LI Directoryへの会員情報の掲載と閲覧
  - b. LIメンバー専用サイトの閲覧
  - c. LIが関わるトレードショーへの出展、ネットワーク構築イベントへの割引料金での参加
- (2) 当法人が独自に会員に提供する特典
  - a. 当法人が主催する、会員向けセミナーへの無料参加および割引料金での参加
  - b. 当法人が主催するネットワーク構築イベントへの割引料金での参加

- c. 当法人のウェブサイト上での会員のニュース、プレスリリース等の掲載
  - d. ライセンスビジネス全般に関する相談
  - e. 当法人のサポート会員が提供するサービスの会員特別割引
- 2 なお、当法人が LI との契約を終了した場合、(1) に記載する特典も同時にその提供を終了する。

## 第4章 知的財産権

(情報の二次使用)

第12条 特典によって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

## 第5章 規則の追加・変更

(規則の追加・変更)

- 第13条 本規則に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。
- 2 当法人は、理事会の決議により、特典の内容および会費を含め本規則の全部または一部を追加・変更することができる。当法人により追加・変更された本規則は、当法人が、追加・変更された本規則及びその効力発生日を当法人のウェブサイト上に掲載し又は電子メール等により会員に通知することにより、会員に周知するものとする。
  - 3 当法人が適切に前項の周知を行った場合には、追加・変更された本規則の効力発生日以降においても会員が会員資格を継続するときは、会員は本規則の追加・変更に同意したものとみなされ、以後会員は当該追加・変更された本規則に拘束されるものとする。

## 第6章 免責および損害賠償

(免責および損害賠償)

- 第14条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 2 会員は、当法人が提供する特典および当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。
  - 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。
  - 4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、事項の費用と責任において、これを解決するものとする。
  - 5 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
  - 6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。
  - 7 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について当法人は一切責任を負わないものとする。
  - 8 当法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。
  - 9 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、当法人が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。
  - 10 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

## 第7章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第15条 当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

以上、当法人すべての会員に本規則を配布する。

附則

本規則は、平成24年3月1日から施行する。

令和2年8月1日 改訂

一般社団法人日本ライセンシング・ビジネス協会 会員規則  
施行細則 第1号

LIMA(International Licensing Merchandisers Association) 非営利法人 国際ライセンシング産業マーチャンダイザーズ協会 日本支部（以下「LIMA ジャパン」という）会員（以下、「LIMA ジャパン会員」という）の、当法人への入会に関する措置

（入会）

第1条 LIMA ジャパン会員が、その会員有効期間内に、当法人に新たに入会を希望する場合は、LIMA ジャパン退会の届出をLIMA ジャパンに提出し、同時に当法人へ新たに入会届を提出するものとする。

（有効期間）

第2条 当法人の会員資格の有効期間は、入会届が提出され、それを代表理事が承認した日から、LIMA ジャパン会員の有効期間の満了日までとし、これに伴う新たな金員の納入義務は発生しない。

附則

本細則は、平成24年3月1日から施行する。

## 退会届

一般社団法人日本ライセンシング・ビジネス協会に入会を希望するため、貴会を退会します。なお、一般社団法人日本ライセンシング・ビジネス協会へ入会が承認されるまでは、貴会の会員期間が終了しないことをお互いに確認します。

提出日 年 月 日

社名	フリガナ
電話	FAX
Email	
住所	フリガナ 〒
担当者名	フリガナ
部署・役職	

受付 年 月 日

承認 年 月 日

一般社団法人ライセンシングインターナショナルジャパン 会員規則  
施行細則 第2号

令和2年8月1日施行の会員有効期間の改正（改正後：「1月1日から12月31日までの1年間」）及び年会費の改正に関し、施行日において改正前規則に基づく会員有効期間が存続している会員（以下、「既存会員」という）の会員有効期間及び年会費の取扱いに関する経過措置

（年会費の金額に関する経過措置）

第1条 既存会員に関しては、改正規則施行日後においても、年会費の金額について規定する改正規則第5条第1項の規定は、当面の間適用されないものとし、暫定措置として、なお従前の改正前の金額の年会費が適用されるものとする。

（会員有効期間に関する経過措置）

第2条 既存会員に関しては、改正規則施行日後においても会員有効期間に関する改正規則第6条は直ちには適用されず、既存会員の会員有効期間及び年会費の取扱いは以下の通りとする。

- ①令和1年中の起算日を始期とする会員有効期間は、改正前規則に従い、当該起算日から令和2年の起算日の前日までとする。
- ②前号の有効期間の期間満了の1ヶ月間までに、当該既存会員が当法人に対して退会届を提出した場合を除き、会員資格は自動更新されるものとする。但し、当該更新後の会員有効期間は、令和2年の起算日から令和2年12月31日までとする  
なお、当該更新後の会員有効期間に対する年会費は、令和2年中の起算日が属する月に応じた以下に定める区分に従い、それぞれ以下の金額を支払うものとし、当法人発行の請求書に基づき、当該金額を振り込むものとする。

起算日が属する月	年会費
1月	年会費の満額
2月	年会費の12分の11相当額
3月	年会費の12分の10相当額

4月	年会費の12分の9相当額
5月	年会費の12分の8相当額
6月	年会費の12分の7相当額
7月	年会費の12分の6相当額
8月	年会費の12分の5相当額
9月	年会費の12分の4相当額
10月	年会費の12分の3相当額
11月	年会費の12分の2相当額
12月	年会費の12分の1相当額

②前号の有効期間の期間満了日（令和2年12月31日）の1ヶ月前までに、当該既存会員が当法人に対して退会届を提出した場合を除き、前号の会員資格は自動更新されるものとする。但し、当該更新後の会員有効期間は、令和3年1月1日から1年間とし、同日以降、改正規則第6条の規定が適用されるものとする。

（年会費を支払い済みの既存会員に対する会費一部返還）

- 第3条 改正前規則の会員有効期間を前提として、令和2年中の起算日を始期とする1年間の更新期間に対応する年会費を、既に当法人に支払い済みの既存会員（以下、「返還対象会員」という）に対しては、規則第5条第3項の規定にかかわらず、当法人は、会費の一部返還を行うものとする。
- 2 返還対象会員に対して、当法人が返還する金額（以下、「返還金」という）は、当法人が前項の更新期間に対応する年会費として返還対象会員から既に受領済みの金額から、返還対象会員が本細則第1条2号後段に基づき当法人に支払うべき金額を控除した金額とする。
  - 3 当法人は、返還金を、返還対象会員の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は当法人の負担とする。

附則

本細則は、令和2年8月1日から施行する。